



# NEWS LETTER



NO

62

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <https://okayama-con.net> Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp 2023年4月発行

## 2023年3月11日「適格消費者団体連絡協議会」に参加

### プレ企画 事例報告会で「インシップ訴訟」報告をしました。



3月11日に適格消費者団体連絡協議会が開催されました。今回は消費者支援ネットいしかわが司会進行を行い、オンライン開催で全国から約130人が参加しました。消費者庁から1月5日改正消費者契約法の解説、消費者法有識者懇談会の報告等があったあと、東京大学名誉教授 河上正二先生から「消費者契約法をはじめとした今後の消費者法制の在り方について」をテーマに講演をいただきました。消費者契約法の特定商取引法化傾向に問題があるとした上で、「消費者法での闘いが民法をも変えていくことになる。消費

者をどうとらえるか問題意識をもって、特定適格消費者団体や適格消費者団体は、裁判所の判断に臆することなくもっと本質的な主張を出して道を切り開いてほしい」と語られました。



消費者庁イラスト集より

本会議に先立って行われたプレ企画では、消費者ネットおかやまから株式会社インシップに対する訴訟経過報告を加藤航平弁護士が行いました。全国の参加者から、請求の趣旨の見直しや主張立証についての質問意見を頂きました。その他、最高裁で勝訴判決を勝ち取った消費者支援機構関西の家賃保証会社フォーシーズ訴訟や、ひょうご消費者ネットのハートランド管理センター株式会社についての事案報告などがありました。役職員交流のプレ企画では、各団体の収益確保策や適格認定申請についての交流がありました。

## 岡山県消費生活相談員等専門研修

### 事業の運営が修了しました。



1月23日3回目の研修は、明日風法律事務所江口文子弁護士を講師に招き、「事例で学ぶ 改正消費者契約法を中心とした最新基礎知識—相談現場の事例を踏まえて—」をテーマに行いました。参加者から「斡旋にあたることの大切さを感じるとともに、勇気をいただきました」「実務にすぐ役立つ資料の使い方も学べて有益でした」と感想がありました。



# 高齢者等の「見守り力アップ講座」が終了!



## — 19会場で開催、438人が受講しました —

消費者被害が悪質かつ巧妙化し、県内の令和4年特殊詐欺被害は159件3億1,640万円となり、昨年より減少したものの多くの高齢者等が被害にあっています。こうした消費者被害を防ぐため、消費者被害防止に関する意識と実践力を備えた人材や団体を幅広く養成することを目的に、「見守り力アップ講座」を開催しました。一部会場ではオンラインを活用し、合計19会場（前年+7）で開催、438人（前年+139）が受講し、地域見守りの大切さを伝えることができました。

民生委員や福祉委員、町内会役員の方、地域でボランティア活動に参加している方など、高齢者等に身近な方々が消費者被害に関する最新の情報や見守りのポイント、対応方法などを習得し実践に生かせることを重視して実施し、見守りネットワークの説明も内容に加えてすすめました。開催後アンケートでは約9割の方が有意義だったと回答しており、県内各地に見守りの輪が広がっています。



12月3日 中区富山コミュニティ



2月4日 矢掛町小田公民館



2月9日 浅口市健康福祉センター

### ◆差止請求訴訟の経過について◆

| 相手方 事業者   | 差止請求訴訟の内容  | 経過  |
|---|--|---|
| <b>株式会社インシップ</b><br><b>健康食品</b><br>「ノコギリヤシエキス」新聞広告表示<br>「中高年男性のスッキリしない悩みに」<br>「☀️早く降りたくてソワソワ」「🌀何度も…ソワソワ」男性がソワソワしているイラスト表示 | 健康食品「ノコギリヤシエキス」新聞広告が、消費者に対し医薬品的な頻尿改善効果効果を表示し、景品表示法5条1号が禁止する優良誤認表示にあたることを改善を求め2019年7月12日に文書を送りましたが受け取り拒否、その後の事前請求書も受取拒否されたため、広告表示の差止めを求め岡山地方裁判所に提訴しましたが、一審では主張を認められませんでした。<br>2022年10月3日に広島高等裁判所岡山支部に控訴状を提出し、控訴審を係争中です。 | 2020/2/19 岡山地方裁判所提訴<br>第1回期日 7/28～<br>第15回期日 2022/6/21<br>弁論終結<br>2022/9/20 日判決 敗訴 請求棄却<br>2022/10/3<br>広島高裁岡山支部に 控訴状提出<br>第1回期日 2023/1/26<br>第3回弁論準備 4/26 予定 |
| <b>株式会社 GRACE</b><br><b>健康食品</b><br>健康食品(商品名：麴の贅沢生酵素 FLOR FURORA など)<br><b>ネット販売事業者</b>                                   | 【1次訴訟】<br>インターネットの定期購入契約表示で、「定期コースのご解約はいつでも可能です」としながら電話が全くつながらない、などの情報提供が複数寄せられました。第4回期日後に、GRACE側がHPの閉鎖を行い、問題広告の表示が削除された為、訴えの取り下げを行いました。<br>【追加訴訟】「同社代理人弁護士事務所から約2年前の支払済商品代金の不当請求が届く」という消費者からの情報提供が複数あり、国民生活センターに      | 2021/7/30 提訴<br>第4回期日 2022/4/13<br>口頭弁論終了<br>2022/5/11 訴えの取り下げ  |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | <p>情報提供申請を行ったところ、全国的に同様の相談が多数寄せられていました。消費者契約法4条1項、12条1項・2項に基づき、2022年3月31日に不当請求行為の差止訴訟を追加提起し係争中です。事業者側から解散登記を申請する旨の主張がなされましたが、未だ解散登記はなされていません。2023年1月20日事業者側代理人が辞任しました。</p> | <p>【追加訴訟】<br/>         不当勧誘行為差止・予防措置請求<br/>         2022/3/31日提訴<br/><br/>         第1回期日6/7口頭弁論～<br/>         第5回期日2023/3/7<br/><br/>         次回 4/18判決予定</p> |
|--|--|---|

## 2022年度 主な差止請求・申入れ・照会活動

※消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略です。

| 事業者名、時期   | 申入れ、差止め等の内容  | 経過・結果  |
|---|--|--|
| 県内 置き薬訪問販売<br>事業者 K社<br>2022/1/12～<br>2022/6/13 | <p>高齢者宅を訪問し、強引に高額な置き薬や石鹸を置いて帰る訪問販売事業者について2021年9月に情報提供がありました。1/19と3/10に申し入れを行い、改善回答が届いたが、3月から4月に複数の同様行為が続いているとの通報があったため、6/9再度申し入れし、6/13に再度改善するとの回答がありました。</p>   | <p>一旦申入れ終了。<br/>           継続監視中。</p>  |
| 健康美人研究所 株式<br>会社<br>2021/6/10～                  | <p>ネット販売シャンプー広告表示について、①販売実態のない価格を比較して表示をすることは有利誤認表示に該当する ②解約方法が消費者に分かりづらく特商法に反する ③メールでの解約時に身分証の提示が必要とするのは、消契法8条の2に反する と申入書を送付しました。</p> <p>電話オペレーター増員、問い合わせフォームでの対応、消費者対応人員強化など、いくつかの改善は見られましたが、初回1980円回数縛りなしとしながら、2回目以降を解約する場合は9800円を要求するなどの実態があり、定期購入の適正表示、アフリエイト広告の管理などの改善を引き続き求めています。</p> | <p>事業者メール回答あり、対応検討中。</p> <p>9/15申入書(4)に対し、10/12回答書が届き、事実調査を行っています。</p>   |
| ADW 株式会社<br>(Web サイト<br>KADODE)<br>2022/3/30～   | <p>不用品回収サービス事業(<a href="https://kado-de.jp/">https://kado-de.jp/</a>を運営)へ、インターネットの広告画面が「定額プラン」としながら事後に高額請求を行っているとの状況提供がありました。景表法・消契法・特商法へ違反していると判断し、1/23 事前請求書を送付し 2/9 回答がありました。回答内容を精査検討中です。</p>  | <p>対応検討継続中。</p>  |
| 鳥取瓦斯産業<br>株式会社 2021/8/5<br>～                    | <p>LP ガス供給契約書の違約金条項が消費者に一方向的に不利益な内容がある との情報提供が消費者から寄せられ、書面開示依頼を行いました。提供書面を検討し、2022年6月に消契法10条違反の改善を求め、申入書を送付しました。</p> <p>事業者7月・9月「連絡書」を受取り、3月16日に回答を求める連絡書を送付しています。</p>   | <p>連絡文送付<br/>           継続中</p>  |
| 株式会社<br>イースプラント<br>2022/10/24～                  | <p>ネット接続通信環境提供サービス事業者。電話勧誘で訪問を受けた。料金が安くなると言われたが安くならず解約したところ、違約金の請求を受けた。平均的損害を超えていると考え申入書送付。</p>  | <p>事業者回答待ち<br/>           継続中</p>  |
| 株式会社 Crea<br>2023/2/7～                          | <p>SNS 広告を入りに化粧パック特定申込画面まで誘導、初回限定500円としながら実は定期購入で2回目以降3パックが届き約3万円請求の事実が確認できた販売会社に対し、景品表示法上の2重価格表示に当たるとして2月7日申入書を送付しました。</p> <p>3月22日更に特商法に基づく申入書も送付しています。</p>  | <p>対応検討、継続中<br/>           詳しくはこちら</p> <div style="text-align: right;">  </div> |

# 霊感商法等による消費者被害救済の 実効化のための消費者契約法等改正について

—カルト被害救済と防止のための法改正・新法ができました—

昨年7月8日の安部元総理大臣狙撃事件を契機に、旧統一教会による献金など寄付行為による家族宗教2世の生活困窮や人権被害の実態に急速に注目が集まりました。1980年代からの統一教会の霊感商法や勧誘・強化活動が違法であることは何度も司法の場であきらかになっていました。霊感商法などカルト被害は消費者問題であり、人権問題でもあることを忘れてはなりません。

今年になって被害者救済に取り組んできた関係者の念願であった、法制化が実現しました。

消費者契約法の改正は、令和5年1月5日施行、霊感商法関連の取消権に、①本人被害だけでなく親族被害も加わった ②取消権の行使期間が 追認可能な時から1年⇒3年に、時効が5年⇒10年に変更 その他の改正が行われました。

新法「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律」も令和5年1月5日に施行されました。今後、寄付の勧誘規制に違反した場合の行政措置や罰則などは、段階的に施行されます。要件が難しく実効性に不十分さがあると言われていますが、今後のカルト被害救済など実際の場面での活用に注目していきましょう。



消費者庁イラスト集より



詳しくは消費者庁のチラシをご覧ください ⇒

## 第16回通常総会開催について

日頃より消費者ネットおかやまの活動にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
特定非営利活動法人消費者ネットおかやまは、定款第21条により、第16回通常総会を下記の要領にて開催いたします。

1. 日時 2023年6月3日(土) 13:00~14:20(予定) (受付12:30~)
2. 場所 オルガホール 岡山市北区奉還町1-7-7 (岡山駅から徒歩6分)
3. 総会の主たる審議事項
  - 第1号議案 2022年度事業報告承認の件
  - 第2号議案 2022年度決算承認の件
  - 報告事項 2023年度事業計画 2023年度活動予算書
  - 第3号議案 役員選任の件